

住宅ローンにおける「電子署名による契約サービス」の取扱い開始について ～金銭消費貸借契約証書への署名・捺印が不要！収入印紙が不要！～

株式会社 七十七銀行（頭取 小林 英文）では、お客さまの利便性向上に向けて、住宅ローンの商品性の拡充を行ってまいりましたが、このたび住宅ローンにおける「電子署名による契約サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の取扱いを開始いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう努めてまいります。

記

1. 本サービスの概要（詳細は別紙をご参照ください。）

書面の契約書へのご署名・捺印に代わり、電子化された契約書へ電子署名を行うことで住宅ローンのご契約手続きが可能となるサービスです。

2. 本サービスの特徴

- （1）金銭消費貸借契約証書へのご署名・捺印が**不要**です。
- （2）書面で契約を行う場合に必要となる収入印紙が**不要**です。

注．別途、電子署名による契約手数料がかかります。

3. ご利用手数料

電子署名による契約手数料 11,000円（消費税込）

4. 実施日

2021年6月1日（火）

以 上



住宅ローン 電子署名による 契約サービス

取扱開始シカ!!



書面の契約書への署名・捺印に代わり、電子化された契約書へ電子署名を行うことで住宅ローンのご契約手続きが可能になるサービスです。

■お借入れまでの流れ



〈安心、高セキュリティ〉

電子契約書ファイルの改ざん、データ改造やなりすまし契約を防止するために電子証明書を利用しています。



メリット① 金銭消費貸借契約証書への署名・捺印が不要!

メリット② 収入印紙が不要! (契約手数料は一律11,000円 (消費税込))

〈書面契約と電子署名による契約の費用〉

住宅ローン ご契約金額に応じた 書面契約時の印紙税額	500万円超1千万円以下	10,000円	▶	電子署名による 契約手数料	一律11,000円 (消費税込)
	1千万円超5千万円以下	20,000円			
	5千万円超1億円以下	60,000円			

※本サービスをご利用の場合も、お借入契約時にはご来店が必要となります。

※お借入れにあたっては当行所定の審査があります。本サービスのお申込みによりお借入契約またはご融資の予約が成立するものではありません。

※お取引の内容によっては本サービスがご利用いただけない場合や、諸事情により書面でのご契約をお願いする場合があります。

ご注意事項

- ①お客さまが本申込みを行った融資案件におけるすべての利害関係人(債務者、連帯債務者、連帯保証人)の方が個別にスマートフォンおよびメールアドレスを所有していることが条件となります。
- ②お客さまが住宅ローンの本申込受付後にメールアドレスを変更された場合は当行窓口までご連絡が必要となります。
- ③ご契約日当日に本件融資にかかるすべての利害関係人の方にスマートフォンをお持ちいただけなかった場合、ご契約日の変更もしくは書面によるご契約となる可能性があります。
- ④お客さまよりご契約日等の案件内容に関する変更のお申出があった場合、書面によるご契約となる可能性があります。
- ⑤②～④を含む何らかの事情で、書面によるご契約へ変更となった場合、金銭消費貸借契約証書等の課税文書に添付する印紙代はお客さまのご負担となります。
(その場合電子署名による契約手数料は発生しません。)
- ⑥住宅ローンご契約後、司法書士等と抵当権設定契約書類の授受が必要です。



七十七銀行

2021年6月1日